

6. 本事業のまとめ

6.1 本事業のまとめ

(1) 指導要領、研修ツール等の作成

令和5年度老健事業で実施したアンケート調査、ヒアリング調査において、指定講習事業者や講師によって講義・演習内容や修了評価にばらつきがある実態が把握され、講義・演習のばらつきの改善や修了評価の標準化等が課題として挙げられた。

そのため本事業では、令和5年度老健事業で新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」をもとに、研修内容の標準化や質の担保を目的として、指導要領及び研修ツール等の作成を行った。

本事業で作成した指導要領では、見直した指定講習カリキュラムをもとに、各科目の目的、到達目標、内容等の指針に加え、指導にあたっての事前準備と心構えや指導の視点、講義の進め方等を科目ごとに示している。また、指定講習カリキュラムは全ての科目の内容を総合的に理解することで福祉用具専門相談員として必要な知識・技術を網羅的に習得することができるものであることから、指導要領においては、カリキュラムの全体像や他科目との関係性についても説明している。そのため、本事業で作成した指導要領を指定講習事業者及び講師が参照することによって、科目間の相互関係や各科目内で重点的に指導すべきポイント等を理解したうえで講義・演習を実施することが可能となり、研修内容のばらつきの改善に繋がることが期待できる。

また、本事業で作成した動画については、今年度実施した説明会に参加していない指定講習事業者の担当者や講師の方にもカリキュラム全体の相互関係の理解や、各科目の目的等を理解いただくことに活用できるものである。更に、演習ツールについても見直し後のカリキュラムに対応したツールとして複数事例を用意しているため、新カリキュラムへの円滑な移行に寄与することが期待できる。

(2) 福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂

本事業では、福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて、令和6年度介護報酬改定に伴う「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入」や、福祉用具貸与計画に対する「モニタリング時期の明確化」等に対応したものとなるよう改訂を行った。福祉用具サービス計画作成ガイドラインは、指定講習カリキュラム内の科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」等にも活用できるものであるため、当該科目を担当する講師が本ガイドラインの内容を理解したうえで講義を行うことにより、指定講習受講後の福祉用具専門相談員が、福祉用具の貸与・販売の選択制等の適切な運用を行うことが可能となると考える。

(3) 新カリキュラムを踏まえた説明会の開催

本事業では、上記の指導要領や研修ツール、及び福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)を活用し、新カリキュラムでの福祉用具専門相談員指定講習の開催に向けて都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者、福祉用具専門相談員指定講習事業者、講師を対象に説明会を開催した。説

明会当日は会場・オンラインあわせて約200名が参加し、後日アーカイブ配信も行うことで、当日の欠席者を含め、多くの方への周知を行うことができた。

6.2 今後の課題

(1) 指導要領等の周知による研修内容のばらつきの改善

福祉用具専門相談員指定講習は、令和7年4月より新たなカリキュラムで施行される¹。まずは本事業の成果物である指導要領、動画、及び演習ツールを広く周知することで、新カリキュラムへの移行を円滑に進めるとともに、新カリキュラムでの講習開始時から研修内容のばらつきの改善に繋げることが必要である。

また、指導要領等を整備した目的は研修内容のばらつきの改善に繋げることであるため、その目的が風化することがないように努めるとともに、今後はその改善状況について確認することが重要である。そのため、新カリキュラム移行後の指定講習の実施状況について実態調査等を通じて把握しながら、新カリキュラムへの移行直後だけでなく、定期的な再周知を通じて指定講習事業者の担当者や新任の講師への目的の共有を行うことで、継続的な研修内容の質の担保を図ることが必要と考えられる。福祉用具専門相談員の質の向上に向けて、福祉用具専門相談員指定講習での新人の学びは重要であるため、当協会としても継続的な情報発信を行うとともに、指定講習事業者と連携し、指導要領に沿った研修が開催できるよう、指導内容や研修の開催方法、ファシリテーターの紹介など、研修会の運営面でのサポートを実施していく所存である。

さらに、令和5年度老健事業においては修了評価の実施状況にもばらつきのある実態が把握されたため、本事業で作成した指導要領では、修了評価についても一定の指針を明示するとともに、設問作成の参考となるよう、各科目において確認ポイントを整理した。修了評価は、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況を評価するものであり、試験の合否を判定するものではない。そのため、「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、指定講習事業者においては必要に応じて補講を行う等、受講者への支援をお願いしたい。更に、一部科目の受講欠席者についても、次回開催時期を加味し、可能な限り修了評価を行えるよう、欠席科目に対する補講の実施や次回開催時に参加する際の一部受講免除などにも配慮いただきたい。

(2) 福祉用具専門相談員指定講習修了後の継続的な教育

福祉用具専門相談員指定講習は、福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものであり、介護分野の知識・技術を持たない学生や一般の方々を主な対象として、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として基本的な知識・技術を網羅的に学び、福祉用具専門相談員としての第一歩を踏み出すことができることを目的にカリキュラムが構成されている。

そのため、福祉用具専門相談員は、福祉用具専門相談員指定講習修了後も、福祉用具貸与事業所

¹ ただし、改正前の介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができる旨の経過措置が設けられている。(厚生労働省告示第百十三号)

でのサービス提供を通じたOJT(On the Job Training)や、外部研修への参加や情報収集等を通じた継続的な自己研鑽による更なる学びが必要である。

福祉用具貸与事業所内での人材育成については、複数事業所を運営する法人の場合には毎年一定数の新人・中途採用を行っており、ある程度の教育体制ができているものと考えられる一方で、小規模事業所においては、採用が不定期であり、かつ人材不足である現場の実態を踏まえると、十分な指導が実施できていない状況も想定される。

上記を踏まえ、今後は、福祉用具専門相談員指定講習での学びをもとに、福祉用具専門相談員それぞれの理解度を確認しながら、事業所内で効果的に指導を実施できる仕組みづくりが必要と考えられる。人材不足である現場では、指導する側の負担も大きいことが想定されるため、最低限必要な指導内容が整理されていることで、指導者側の負担も軽減されるとともに、現場での指導のばらつきの改善にも寄与すると考えられる。また、過年度に実施した福祉用具貸与事業所向けの調査結果には、経験年数3年程度で退職する福祉用具専門相談員が多いという意見もあったが、指定講習修了後も事業所内での継続的な学びを通じ、より専門性を獲得していくことができるようになれば、本人のやりがいやモチベーションの向上にもつながり、人材定着にも寄与するのではないかと考えられる。

事業所外での自己研鑽の機会としては、現在も個々の関心や必要性に応じて、福祉用具専門相談員以外の資格の取得や外部の研修受講等を実施いただいているところである。

しかしながら、福祉用具貸与・販売に関わる福祉用具専門相談員として、常に最新の制度の把握と変更点への対応、新商品の知識や利用者への提供にあたっての技術の習得などが求められる中で、全ての福祉用具専門相談員が十分な学びの機会を得られているわけではないと認識している。

指定基準²の第201条では「指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。」とされており、また、「福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」とも明記されている。そのため、福祉用具貸与事業者は、事業所に従事する福祉用具専門相談員が継続的に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上を行うことができるよう、最新情報の共有や外部研修の受講及び資格取得の促進等、学びの機会の確保に努めるとともに、福祉用具専門相談員の主体的な学びを支援していく必要がある。

(3) 指定講習事業者と当会の連携や支援のあり方の検討

指定講習修了後の福祉用具専門相談員の学びの継続については、上記の通り、福祉用具貸与事業者の責務として課されているが、各事業者の取組としては内容・頻度などの差が生じ得るところである。

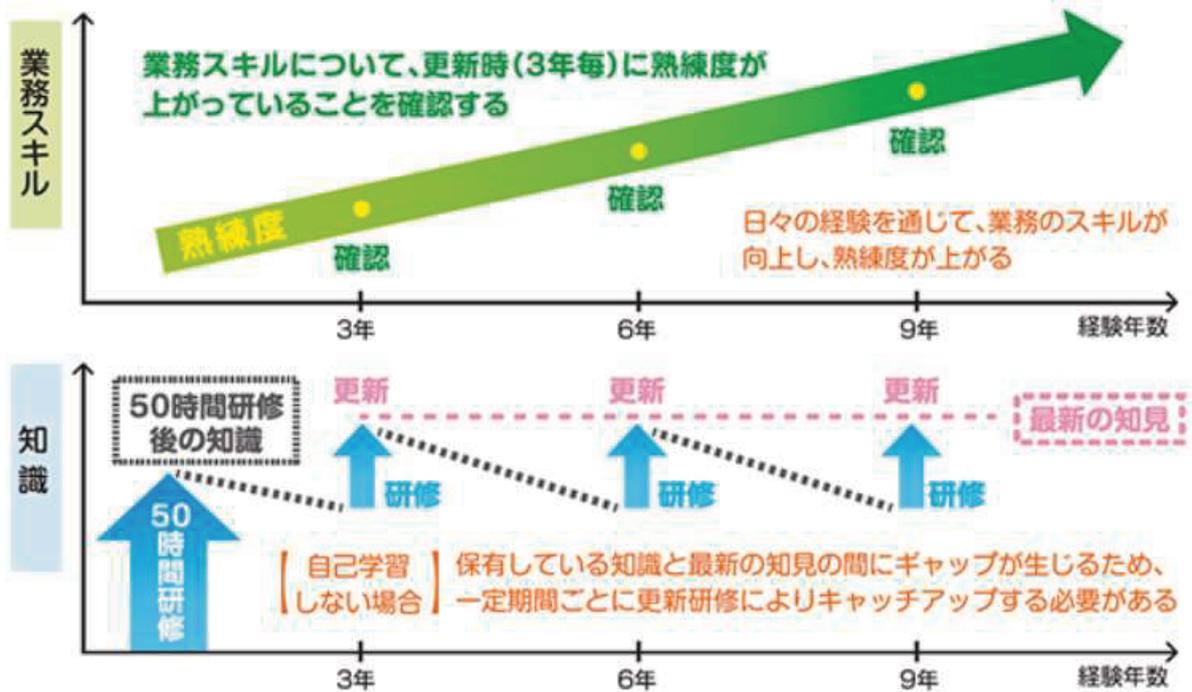
福祉用具専門相談員の継続的な学びについては、福祉用具貸与事業者だけでなく、指定講習事業者としても、受講者の修了後の学びに繋がるような支援をお願いしたい。例えば、オンライン形式での研修を実施している事業者であれば、研修動画や教材として活用した動画等を、指定講習修了後も閲覧できる環境を提供するなどの対応が考えられる。可能であれば、指定講習修了者へのアーカイブ配信などの取組を検討いただきたい。

当会としても、福祉用具専門相談員指定講習修了後も継続的に自己研鑽が可能となるよう、最新の

² 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

知識を習得するための更新研修(ふくせん認定)の実施や、サービス提供における標準様式の作成・周知、各種研修会の企画・開催や周知、学習ツールとして動画配信サービスやハンドブック等の作成を行っているところである。更新研修(ふくせん認定)のカリキュラムは、介護保険制度の改正に基づき3年ごとに見直しを実施し、受講者が新たな知識・知見を得られるカリキュラム内容としている。福祉用具専門相談員個々においても、常に自己研鑽に励むことがもとめられているため、最新の知識及び技術の修得に向けて、定期的な受講を推奨する。当会では、更新研修(ふくせん認定)の研修機会の周知を含め、今後も福祉用具専門相談員としての質の向上に向けた取組や情報発信などを積極的に実施していく。

図表 17 業務スキルと継続的な知識修得イメージ



※更新研修(ふくせん認定)の受講イメージ図より抜粋